

会 員 規 程

令和2年3月17日 制定

令和2年10月16日 改定

一般社団法人 エネルギー・資源学会

「会員規程」

第1条 (目的)

本規程は、エネルギー・資源学会（以下「学会」という）の会員に関する事項を定めるものとする。

第2条 (会員の種別)

本規程における会員とは、定款第5条の定めるところにより、正会員、学生会員、特別会員とする。

2 正会員は、製本された会誌「エネルギー・資源」を送付する正会員 A と送付しない正会員 B で構成する。

第3条 (入会の申込)

正会員、学生会員、特別会員になろうとするものは、定款第6条の定めるところにより、所定の入会申込書を学会に提出しなければならない。

第4条 (変更の届出)

前条の入会申込書の記載事項について、記載事項に変更が生じた場合は、変更届を学会に提出しなければならない。

第5条 (会費)

会員は、定款第7条の定めるところにより、社員総会で承認された別表の会員種別ごとの年額を前納するものとする。

2 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

第6条 (会費年度)

入会の時期により、以下に定める会費年度とするものとする。

4月～ 9月入会の場合 会費年度： 4月1日～ 3月末日

10月～12月入会の場合 会費年度： 10月1日～ 9月末日

1月～ 3月入会の場合 会費年度： 1月1日～12月末日

ただし、学生会員は1月～3月入会の場合は、10月1日～9月末日とする。

第7条 (会費納入遅延)

会費の納入が6ヶ月以上遅れた会員に対しては、会誌「エネルギー・資源」の送付ならびに学会ウェブサイトの会員専用ページの利用を停止すること

がある。

- 2 会費を納入せず、催促後なお会費を1年以上納入しないときは退会したものとみなす。退会とした場合においても未納会費納入の義務を免れることはできない。

第8条（会費納入義務の免除）

本会に特別の功労があった正会員に対しては、理事会の承認により、会費納入の義務を免除することができる。

第9条（退会）

会員は、定款第8条の定めるところにより、学会に退会届を提出しなければならない。

- 2 退会にあたり会費の未納がある場合はこれを完納しなければならない。

第10条（権利）

正会員および特別会員は、定款第5条に定める権利を有する。

- 2 正会員および特別会員は、代議員の選挙権および被選挙権を有する。
- 3 会員は、研究論文その他を投稿することができる。
- 4 会員は、本会の主催する研究発表会、コンファレンスなどに、研究を発表することができる。
- 5 会員は、本会の主催する研究会、講演会、見学会などの行事に会員価格で参加することができる。
- 6 特別会員は、本会の主催する行事について、その組織に所属するものを会員価格で参加させることができる。
- 7 正会員Aおよび特別会員は会誌「エネルギー・資源」の配布を受ける。特別会員には希望により1口あたり3部を配布することができる。

第11条（会員の権利譲渡の禁止）

会員として有する権利を名義変更などにより第三者に譲渡することはできないものとする。

第12条（機密保持）

会員は、本会の活動に際して知りえた機密情報について、他人に開示し、または自己もしくは第三者の利益のために使用してはならない。退会した後も同様とする。

第13条 (改訂)

本規程の改訂は、理事会の承認を得なければならない。

別表 会費および入会金の額

入会申し込み日	金額
令和3年3月末まで	定款の附則4に記載された金額
令和3年4月以降	正会員A(会誌送付あり) 年額 11,500円(入会金不要)
	正会員B(会誌送付なし) 年額 9,500円(入会金不要)
	学生会員 年額 4,500円(入会金不要)
	特別会員 1口につき 年額 130,000円(入会金不要)

(令和2年5月26日社員総会承認)

附則

本規程は、令和2年3月17日から施行する。

附則

本規程は、令和2年10月16日から施行する。